東京都の個人情報保護

令和元年度

東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

東京都生活文化局

目 次

1	保	く有個人情報を	取	り扱	う	事	務			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)	保有個人情報	取	扱事	務	の	届	出				•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	1
(2)	保有個人情報	取	扱事	移	の	開	始	届	の	内:	容			•			•	•	•			•		•		•	•	2
2	保	と有個人情報 <i>の</i>)開 え	示•	訂	Œ	-	利	用	停.	止	請	求	の	処	理	状	況						•					5
(1)	開示・訂正・	利力	用停	計	請	求	の!	処	理	状	況			•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	5
(2)	開示決定等の)内	容					•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	7
(3)	非開示の理由	別	伏汅	5		•			•		•	•		•			•	•	•			•				•	•	7
3	特	定個人情報を	取	り扱	をう	事	務																						8
(1)	特定個人情報	取	扱事	務	の	届	出				•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	8
(2)	特定個人情報	取	扱事	移	。 の	開	始	届	の	内:	容			•			•	•	•			•				•	•	9
4	保	具有特定個人 情	報(の開	月示		訂	正	•	利	用·	停.	止	請	求	の	処	理	状	況							•		13
5	東	京都個人情報	保	擭瀖	香查	会	の :	運;	営	状	況				•			•									•		15
6	東	京都情報公開	∄ • 1	固人	、情	報	保	護	審	議	会	の:	運	営	状	況			•								•		26
7	偱	人情報保護に	関	する	i 相	談	の	受 [⁄]	付	状	況																		27
(1)	相談区分				•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	27
(2)	寄せられた相	談(の対	才象	事	業	分!	野			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	27
(3)	処理経過				•				•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	27
(4	.)	相談事項																											28

1 保有個人情報を取り扱う事務

(1) 保有個人情報取扱事務の届出

東京都個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第5条により、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目、主な収集先、経常的な目的外利用・提供先、委託の有無などです。

表1 保有個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和元年度	359	52	217	4, 449

(令和2年3月31日現在)

表2 実施機関及び局別保有個人情報取扱事務の届出件数

10.4	実施機関 実施機関	開始	変更	廃止	(単位:件) <mark>届出事務の総数</mark>
	政策企画局	5	2	0	73
	都民安全推進本部	65	2	0	65
	戦略政策情報推進本部	48	0	0	48
	総務局	2	3	0	177
	財務局	0	0	0	79
	主税局	0	8	0	98
	生活文化局	8	1	0	224
丰	オリンピック・パラリンピック準備局	2	0	0	72
東京	都市整備局	5	1	1	380
都	住宅政策本部	164	1	0	164
知事	環境局	14	5	3	344
尹	福祉保健局	9	2	0	855
	病院経営本部	1	1	0	45
	産業労働局	18	9	1	421
	中央卸売市場	1	0	1	53
	建設局	0	0	0	144
	港湾局	3	0	0	109
	会計管理局	0	0	0	36
	小計	345	35	6	3, 387
	育委員会	1	1	0	160
	举管理委員会	0	0	0	
_	事委員会	0	0	0	
	查委員	0	0	0	15
	安委員会	0	0	0	
	動委員会	1	0	0	27
	用委員会	0	0	0	15
	区漁業調整委員会	0	0	0	8
	水面漁場管理委員会	0	0	0	1
固	定資産評価審査委員会	0	0	0	
	通局長	1	7	0	
水	道局長	1	5	0	146
	水道局長	3	2	1	122
警	規総監	3	0	0	182
消	坊総監	3	2	0	135
首	都大学東京理事長	0	0	210	17
	京都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	70
東	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	
	合計	359	52	217	4, 449

(2) 保有個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表3 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位:件)

扱い			K - > HO	201°77 F	1 、 ~ 記録		/ /			理形態	
	届出 事 項 実施機関	開始事務件数	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	オンライン結合
	政策企画局	5	5	0	0	4	0	5	3	4	1
	都民安全推進本部	65	65	3	5	42	1	38	61	57	3
	戦略政策情報推進本部	48	47	3	3	31	0	8	38	35	6
	総務局	2	2	0	0	0	0	2	1	2	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	8	8	2	3	6	0	7	3	8	1
审	オリンピック・パラリンピック準備局	2	2	1	1	1	1	2	2	2	0
東京	都市整備局	5	5	1	0	0	0	4	5	5	0
都	住宅政策本部	164	164	24	34	115	1	82	154	53	30
知事	環境局	14	14	0	0	12	0	11	11	11	0
争	福祉保健局	9	9	5	3	7	0	8	8	8	1
	病院経営本部	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1
	産業労働局	18	18	0	1	15	0	18	15	14	1
	中央卸売市場	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	3	3	0	0	3	0	2	2	1	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	345	344	40	51	238	4	189	304	202	44
教育	育委員会	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公里	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労賃	動委員会	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内ス	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固氮	它資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交证	通局長	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1
水道	道局長	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
下ス	k道局長	3	3	0	0	2	0	2	2	3	0
警礼	見総監	3	3	1	1	1	0	3	3	1	0
消队	方総監	3	3	0	0	3	0	1	3	2	2
首者	邓大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東月	京都立産業技術研究センター理事長	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0
東月	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	359	358	44	52	246	4	198	316	212	48

※ 記録項目の具体的内容

記録項目の具体的内容 基本的事項 … 識別番号、氏名、本籍、国籍、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス 心身の状況 … 健康状態、病歴、身体の特徴 家族状況等 … 家族状況、親族関係、婚姻 社会生活 … 職業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味 収集制限事項 … 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる個人情報

イ 収集先及び目的外利用・提供の状況

表4 開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の主な収集先

			本	ήZ	7集事	由(多	条例第	54条5	第3項)		47	又集先	ċ	
	届出事項 実施機関	本人	人以外	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
	政策企画局	5	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
	都民安全推進本部	60	18	8	2	1	0	0	6	5	6	7	8	5	1
	戦略政策情報推進本部	42	12	7	1	0	0	2	2	0	2	2	2	4	2
	総務局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
京	都市整備局	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	138	81	18	12	1	0	1	26	24	16	9	33	43	1
知	環境局	14	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7	0
事	福祉保健局	7	6	3	1	0	0	2	3	2	4	3	5	4	0
	病院経営本部	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0
	産業労働局	18	4	2	2	0	0	0	0	0	1	1	2	1	3
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	306	135	49	19	3	1	6	38	34	29	22	56	69	7
教育	育委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	至委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公多	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労債	動委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内ス	K 面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	E資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交ù	通局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
下ス	k道局長	3	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0
警礼	見総監	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
消队	方総監	3	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0
首者	邓大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東月	京都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東月	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	318	143												7

[※] 条例第4条第3項に定める本人から収集する原則の例外

- 第1号 本人の同意があるとき。
- 第2号 法令等に定めがあるとき。
- 第3号 出版、報道等により公にされているとき。
- 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 第5号 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
- 第6号 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上、 本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- 第7号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

開始届に係る実施機関及び局別の保有個人情報の経常的な目的外利用・提供の状況 (単位:件) 表5

						事					利田	. 48	## # +	
				(条	例第1			び第25	頁)		利用		洪光	
	届出 事 項 実施機関	なし	あり	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	実施機関内	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人	その他
	政策企画局	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	46	2	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
	総務局	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都市整備局	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	157	7	3	0	0	0	0	4	6	3	5	0	0
知	環境局	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事	福祉保健局	8	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
	病院経営本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	17	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	C
	中央卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	333	12	7	0	0	0	0	7	8	5	9	2	0
教育	育委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	荃委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公室	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	它資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	k道局長	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見総監	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	方総監	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7127	合計	347	12	7	0	0	0	0	7	8	5	9	2	0
¾ 1	条例第10条第1項に定める目的外利用の制限の例:		10		J	,	J	v	•	- 5	J	J		

^{※1} 条例第10条第1項に定める目的外利用の制限の例外

第1号 本人の同意があるとき。

第1号 本人の回恩かめること。 第2号 法令等に定めがあるとき。 第3号 出版、報道等により公にされているとき。 第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

^{※2} 条例第10条第2項に定める目的外提供の制限の例外

第1号から第4号まで (条例第10条第1項と同じ) 第5号 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 第6号 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に 提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

2 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

(1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和元年度の決定件数は3,349件で、前年度に比べ448件(15.4%)増加しました。件数の推移は表6のとおりです。

また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表7のとおりです。 警視庁、病院経営本部及び福祉保健局の上位3局で、全体の約8割を占めています。

表6 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

<u> </u>	1,1, H1 TT	- 利用停止次と等の什数の推移										(平位、汗)						
平成	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計			
令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止 決定	止 決定				
12年度	298	254	28	9	7	16	298	0	0	0	0	ı	ı	1	-			
13年度	353	300	33	2	16	18	351	0	0	2	2	-	ı	ı	_			
14年度	509	432	43	6	26	32	507	0	0	2	2	_	ı	ı	-			
15年度	612	537	41	10	23	33	611	0	0	1	1	_	-	-	-			
16年度	647	523	70	3	50	53	646	0	0	1	1	-	ı	-	_			
17年度	850	682	97	23	48	71	850	0	0	0	0	0	0	0	0			
18年度	998	695	228	11	59	70	993	1	0	0	1	0	0	4	4			
19年度	1,000	641	246	7	102	109	996	0	0	2	2	0	0	2	2			
20年度	1, 086	566	382	7	124	131	1, 079	0	0	6	6	0	0	1	1			
21年度	1, 085	535	409	8	130	138	1, 082	0	0	1	1	0	0	2	2			
22年度	1, 318	654	501	8	147	155	1, 310	6	0	0	6	0	0	2	2			
23年度	1, 732	692	685	13	323	336	1, 713	7	0	12	19	0	0	0	0			
24年度	2, 011	704	950	21	319	340	1, 994	1	0	15	16	0	0	1	1			
25年度	1, 965	733	1, 019	7	201	208	1, 960	2	0	3	5	0	0	0	0			
26年度	1, 898	741	921	53	177	230	1, 892	5	0	1	6	0	0	0	0			
27年度	2, 094	844	1, 051	5	193	198	2, 093	1	0	0	1	0	0	0	0			
28年度	2, 464	916	1, 348	9	190	199	2, 463	0	0	1	1	0	0	0	0			
29年度	2, 703	884	1, 538	32	247	279	2, 701	0	0	2	2	0	0	0	0			
30年度	2, 901	849	1, 771	20	255	275	2, 895	1	1	4	6	0	0	0	0			
元年度	3, 349	904	2, 028	70	344	414	3, 346	0	0	2	2	0	0	1	1			

^{※ 「}不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

		別の処理	エルハル					(単位	
		明二	一部	非	開示決定	等		全体に占	サポケ
	医分 実施機関	開示 決定	開示決定	非開示	不存在等	小計	合計	ン める割合 (%)	対前年度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0.00	Δ 1
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0.00	0
	戦略政策情報推進本部	1	0	0	0	0	1	0.03	1
	総務局	16	9	1	2	3	28	0.84	11
	財務局	6	0	0	5	5	11	0. 33	△ 7
	主税局	110	0	0	1	1	111	3. 32	4
	生活文化局	7	15	0	4	4	26	0.78	16
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0.00	0
東	都市整備局	2	1	0	3	3	6	0. 18	△ 1
京都	住宅政策本部	5	1	0	0	0	6	0. 18	6
知	環境局	2	4	3	6	9	15	0. 45	14
事	福祉保健局	118	198	52	15	67	383	11. 45	41
	病院経営本部	394	29	0	7	7	430	12. 85	△ 18
	産業労働局	8	1	0	0	0	9	0. 27	3
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0.00	△ 3
	建設局	2	0	0	0	0	2	0.06	△ 5
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0.00	0
	会計管理局	2	2	1	0	1	5	0. 15	△ 54
	小計	673	260	57	43	100	1,033	30. 87	7
±1	育委員会								
教]	月女只云	140	48	7	94	101	289	8.64	205
	字	140	48	7	94	101	289	8. 64 0. 00	
選								0.00	0
選挙	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0.00	0 △ 10
選挙人事監査	举管理委員会 事委員会	0 14	0	0	0	0	0 14	0. 00 0. 42 0. 00	0 △ 10
選 人 監 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	学管理委員会 事委員会 查委員	0 14 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 14 0	0. 00 0. 42 0. 00	0 △ 10 0 △ 4
選人監公労	举管理委員会事委員会查委員安委員会	0 14 0 2	0 0 0 2	0 0 0	0 0 0 2	0 0 0 2	0 14 0 6	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18	0 △ 10 0 △ 4
選 人 監 公 労 収 月	学管理委員会事委員会查委員安委員会動委員会	0 14 0 2 0	0 0 0 2 0	0 0 0 0	0 0 0 2 0	0 0 0 2	0 14 0 6	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00	0 △ 10 0 △ 4 0
選人監公労収海	学管理委員会事委員会查委員安委員会動委員会用委員会	0 14 0 2 0	0 0 0 2 0	0 0 0 0 0	0 0 0 2 0	0 0 0 2 0	0 14 0 6 0	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00	0 △ 10 0 △ 4 0 0
選人監公労収海内	学管理委員会事委員会查委員安委員会動委員会用委員会区漁業調整委員会	0 14 0 2 0 0	0 0 0 2 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0	0 0 0 2 0 0	0 14 0 6 0 0	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00	0 △ 10 0 △ 4 0 0 0
選人監公労収海内固	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会	0 14 0 2 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0	0 14 0 6 0 0 0	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
選人監公労収海内固交	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会	0 14 0 2 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0	0 14 0 6 0 0 0	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	0
選人監公勞収海內固交水	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会	0 14 0 2 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0	0 14 0 6 0 0 0 0	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	00
選人監公労収海内固交水下	学管理委員会 事委員会 查委員会 數委員会 則委員会 工漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会	0 14 0 2 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0	0 14 0 6 0 0 0 0 0 3	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 09 0. 00	0
選人監公労収海内固交水下警	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 田委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 直局長	0 14 0 2 0 0 0 0 0 1	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1	0 14 0 6 0 0 0 0 0 3 0 4	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00	C
選人監公労収海内固交水下警消	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 直局長	0 14 0 2 0 0 0 0 0 1 0 40	0 0 0 2 0 0 0 0 1 0 3 1,663	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1 1 199	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1 0 1 199	0 14 0 6 0 0 0 0 0 3 0 4 1,902	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 09 0. 00 0. 12 56. 84	0
選人監公労収海内固交水下警消首	学管理委員会 事委員会 查委員 安委員会 動委員会 用委員会 区漁業調整委員会 水面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 直局長 並局長	0 14 0 2 0 0 0 0 0 1 0 40 28	0 0 0 2 0 0 0 0 1 0 3 1,663	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1 0 1 199 4	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1 0 1 199 9	0 14 0 6 0 0 0 0 3 0 4 1,902	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 12 56. 84 2. 60	00
選人監公労収海内固交水下警消首東	学管理委員会 事委員会 查委員会 數委員会 動委員会 工漁業調整委員会 太面漁場管理委員会 定資産評価審查委員会 直局長 並局長 大道局長	0 14 0 2 0 0 0 0 0 1 0 40 28 6	0 0 0 2 0 0 0 0 1 0 3 1,663	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0 0 1 0 1 199 4	0 0 0 2 0 0 0 0 1 0 1 199 9	0 14 0 6 0 0 0 0 3 0 4 1,902 87	0. 00 0. 42 0. 00 0. 18 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 00 0. 12 56. 84 2. 60 0. 24	$egin{array}{c} 0 \\ \triangle & 10 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 $

(2) 開示決定等の内容

表8 内容別の決定状況(上位10件)

[]内は平成30年度

順	位	請求内容	決定件数(件	決定例占める	‡数全体に る割合(%)	所管局
1	[1]	生活安全相談関係	996 [843	29.8	[29. 1]	警視庁
2	[2]	診療情報関係	436 [47]	13.0	[16. 3]	病院経営本部、 福祉保健局
3	[3]	110番処理関係	425 [363	12. 7	[12.5]	警視庁
4	[4]	児童相談関係	268 [178	8.0	[6.1]	福祉保健局
5	[5]	都税情報関係	111 [107	3. 3	[3.7]	主税局
6	[6]	事件相談受理関係	98 [70	2.9	[2.4]	警視庁
7	[8]	救急活動関係	66 [59	2.0	[2.0]	東京消防庁
8	[9]	組織犯罪対策関係	56 [54	1.7	[1.9]	警視庁
9	[10]	職員情報関係	53 [52] 1.6	[1.8]	人事委員会事務局、 教育庁 ほか
10	[7]	身体障害者手帳関係	43 [64	1.3	[2. 2]	福祉保健局
		合計	2,552 —	76. 2		-
		総件数	3, 346 [2, 89	5] 100.0	[100. 0]	-

(3) 非開示の理由別状況

条例第16条各号に該当し、非開示 (70件) 及び一部開示 (2,028件) となった決定の理由別 内訳は、表9のとおりです。

最も多かった非開示理由は、開示請求者以外の個人に関する情報で1,921件でした。

表9 非開示の理由別内訳

非開示理由	主な事例	件数(件)
法令秘情報(16条1号)	法令に基づく通告者の氏名	0
開示請求者以外の個人に関する情報(16条2号)	私人の氏名	1, 921
事業活動情報(16条3号)	法人等の事業活動情報	11
犯罪の予防・捜査等情報(16条4号)	印影	1, 704
審議、検討又は協議に関する情報(16条5号)	会議録、所内協議	0
行政運営情報(16条6号)	事務・事業の遂行に支障を及ぼす情報	1, 855
任意提供情報(16条7号)	第三者から取得した情報	2
法定代理人との利益相反情報(16条8号)	法定代理人が知り得ない本人の情報	36
他人の特定個人情報(16条9号)	_	0
開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報(16条10号)	_	0
個人番号のうち、死亡した者に係るもの(16条11号)	_	0

[※] 複数の非開示理由を適用する場合があるため、件数の合計は、非開示決定及び一部開示決定の合計件数と一致しない。

3 特定個人情報を取り扱う事務

(1) 特定個人情報取扱事務の届出

東京都特定個人情報の保護に関する条例第16条により、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更あるいは廃止しようとするときは、知事に届け出ることになっています。届出事項は、事務の名称及び根拠、目的、特定個人情報の記録項目、収集先、経常的な提供先、委託の有無などです。

表10 特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位:件)

年度	開始	変更	廃止	届出事務の総数
令和元年度	5	2	3	156

(令和2年3月31日現在)

表11 実施機関及び局別特定個人情報取扱事務の届出件数

(単位・件)

表					(単位:件)
	実施機関	開始	変更	廃止	届出事務の総数
	政策企画局	0	0	0	4
	都民安全推進本部	3	0	0	3
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	4
	財務局	0	0	1	3
	主税局	0	0	0	18
	生活文化局	2	0	0	5
東	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	4
京	都市整備局	0	0	0	3
都	住宅政策本部	0	0	0	0
知事	環境局	0	2	1	3
尹	福祉保健局	0	0	0	35
	病院経営本部	0	0	0	3
	産業労働局	0	0	0	3
	中央卸売市場	0	0	0	3
	建設局	0	0	0	3
	港湾局	0	0	0	3
	会計管理局	0	0	0	6
	小計	5	2	2	103
教	育委員会	0	0	0	17
選	举管理委員会	0	0	0	3
人里	事委員会	0	0	0	3
監	查委員	0	0	0	3
公司	安委員会	0	0	0	1
労信	動委員会	0	0	0	2
収月	用委員会	0	0	0	3
海[区漁業調整委員会	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0
固定	定資産評価審査委員会	0	0	0	0
交ì	通局長	0	0	0	3
水ì	道局長	0	0	0	4
下	水道局長	0	0	0	3
警	見総監	0	0	0	4
消	方総監	0	0	0	3
首都	第大学東京理事長	0	0	1	0
東ノ	京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	1
東	京都健康長寿医療センター理事長	0	0	0	3
	合計	5	2	3	156

(2) 特定個人情報取扱事務の開始届の内容

ア 記録項目及び処理形態の状況

表12 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の記録項目、処理形態の状況 (単位・件)

表1	2 開始届に係る実施機関及び局別の	苻 疋個	人情報	故の記	録項	日、火	ひ埋形 かんりょう	態の			単位:	1午)
					記録	項目			処理	形態	オンライ	イン結合
	届出 事 項 実施機関	開始事務件数	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他	電磁的記録以外	電磁的記録	ワー クシステム情報提供ネット	その他
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	3	3	0	1	2	0	1	3	2	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	2	2	0	2	2	0	0	2	2	2	0
東	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
\1\	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
,	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	5	0	3	4	0	1	5	4	2	0
	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	至委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公多	C 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	月委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	< <p>〈面漁場管理委員会</p>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	E資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	首局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不水道局長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	を ・		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当防総監 (1世上)公本古典末長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	7大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	で都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東方	京都健康長寿医療センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	5	0	3	4	0	1	5	4	2	0

[※] 記録項目の具体的内容

基本的事項 … 個人番号、識別符号・番号、氏名、国籍、生年月日、年齢、住所、本籍、性別、電話番号、電子メールアドレス

ペラの状況 ・・・・ 健康状態、病歴、身体の特徴 ・・・・ 家族状況等 ・・・・ 家族状況、親族関係、婚姻 ・・・・ 歌業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰、成績、評価、財産、収入、納税状況、公的扶助、趣味収集制限事項 ・・・ 思想、信教、信条、社会的差別の原因となる情報

イ 収集先及び提供の状況

表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

表13 開始届に添る美施機関及び向加の特定個人情報の収集元 (単位: 収集先 収集の根拠 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第																							
	届出事項	本人又	実施	他の	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	スは代理人	機関内	実施機関	官公庁	· 私 人	の他	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	2	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
+	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都知	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	2	0	0	2	0	0	0	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	育委員会 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	举管理委員会 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	查委員 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	
	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長 * 中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長 火送早早	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道局長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警視総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	首都大学東京理事長 東京教立辛業は後研究センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都立産業技術研究センター理事長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東万	で、新健康長寿医療センター理事長 合計	0 5	0 2	0	0	0 2	0	0	0	0 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	Ц РІ	U	4	U	U	4	U	U	U	U	U	U	U	I	1	U	U	U	U	U	U	U	U

[※] 収集の根拠については、12ページに記載

						供			提供	の根拠	L (行政	女手続い	こおける	る特定	の個人	を識別	りする:	ための	番号の	利用等	に関っ	する法律	律第19	条)
	届出事項	な」	あり	本人又	他の実	他の	民間	そ	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	実施機関	١	מ	へは代理人	実施機関	官公庁	・私人	の他	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	都民安全推進本部	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固須	定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道局長 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	等視総監		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	方総監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第大学東京理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京	で都健康長寿医療センター理事長 へ カレ	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C

※ 表13 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の収集先

表14 開始届に係る実施機関及び局別の特定個人情報の経常的な提供の状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条は、下記各号に該当する 場合を除いて特定個人情報を提供してはならないと定めています。

- 第1号 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理 人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 第2号 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第3号 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報 を提供するとき。
- 第4号 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 第5号 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特 定個人情報を提供するとき。
- 第6号 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 第7号 別表第2の第1欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表 の第3欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理する ために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情 報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第8号 条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第9号 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第10号 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を 処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 第11号 社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等が同条第1項に規定する社債等の 発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接 続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、 同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9 条第3項に規定する書面に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した 個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために 必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 第12号 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。
- 第13号 第38条の7第1項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 第14号 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第104条第1項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 第15号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 第16号 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条は、同法第19条各号に該当する場合を除いて特定個人情報を収集又は保管してはならないと定めています。

4 保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理状況

令和元年度の決定件数は0件でした。件数の推移は表15のとおりです。また、開示請求に対する実施機関及び局別の処理状況は表16のとおりです。

表15 開示・訂正・利用停止決定等の件数の推移

	総件数	開示	一部開示	非	開示決定	等	合計	訂正	一部訂正	非訂正等	合計	利用停止	利用一部	利用非停	合計
平成・ 令和		決定	決定	非開示	不存在等	小計		決定	決定	決定		決定	停止 決定	止 決定	
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

^{※ 「}不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計である。

表1	6 開示請求に対する実施機関及び局	がりの処	珄			*.*.		(単1	立:件)
	区分	開示	一部	非	開示決定	等		全体に占	対前年
	実施機関	決定	開示 決定	非開示	不存在 等	小計	合計	める割合 (%)	度増減
	政策企画局	0	0	0	0	0	0	0	0
	都民安全推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦略政策情報推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務局	0	0	0	0	0	0	0	0
	主税局	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
	オリンピック・パラリンピック準備局	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	都市整備局	0	0	0	0	0	0	0	0
都	住宅政策本部	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福祉保健局	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院経営本部	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業労働局	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾局	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙	举管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事	事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査	查委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公3	安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
労億	動委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収月	用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海[区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内2	k面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定	官資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
交证	通局長	0	0	0	0	0	0	0	0
水道	道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
下7.	k道局長	0	0	0	0	0	0	0	0
警	見総監	0	0	0	0	0	0	0	0
池巾	方総監	0	0	0	0	0	0	0	0
11日13		1		_	0	0	0	0	0
	邓大学東京理事長	0	0	0	ا	O		Ŭ	
首者	部大学東京理事長 京都立産業技術研究センター理事長	0	0	0	0	0	0	0	
首者東京			-		_				0

5 東京都個人情報保護審査会の運営状況

平成28年4月に施行された行政不服審査法では、審査請求があった場合に、審査庁の職員である 審理員が審理を行うこととされています。

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定に関する審査請求については、条例第24条に基づき審理員による審理手続に関する規定の適用が除外されており、同第25条により設置され、有識者により構成される東京都個人情報保護審査会が審査庁の諮問に応じて審議を行っています。

なお、平成30年度及び令和元年度の利用停止請求に対する決定に関する審査請求は0件でした。

表17 審議等の状況 (開示請求)

(単位:件)

						諮問	審査会	1 1 1 1
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数 〔総会回数〕	審議中
平成 30年度	79	36 (40)	32	4	0	2	31回 〔1回〕	95
令和 元年度	58	27 (78)	24	3	0	7	31回 (1回)	68

表18 審議等の状況(訂正請求)

						諮問	審査会	
年度	新規諮問	答申	妥当	一部 認容	認容	取下げ	開催回数 〔総会回数〕	審議中
平成 30年度	2	1 [1]	1	0	0	0	31回 (1回)	2
令和 元年度	2	1 (1)	1	0	0	0	31回 〔1回〕	3

^{※1 「}新規諮問」「答申」「諮問取下げ」は、各年度におけるそれぞれの件数であり、「審議中」は、 各年度末時点において諮問されている案件の総数である。

^{※2 「}答申」は、複数の諮問を併せて答申することがあるため、[] 内に答申のあった諮問の件数 を、参考計上している。

表19 不服申立て、諮問及び答申の件名等

No.	不服申立 年月日	立て、語向及び音中の件名等 件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
1	Н27. 7. 21	「指導力不足等教員の申請について(東京都立○○高等学校○○)」外34件の一部開示決定及び「『2007年度以降の私の情報に関する書類全て(都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの)』のうち、平成19年度の書類」外1件の非開示決定(不存在)に対する異議申立て	教育庁	27	522	答申 (*3)	498	一部認容
2	H27. 7. 21	「平成20年度から平成22年度までの業績評価」の一部開示決定及び「平成23年度 (2011年度)から平成24年度(2012年度) までの業績評価」外1件の非開示決定に対 する異議申立て	教育庁	27	523	答申 (*3)	498	妥当
3	H27. 7. 21	「平成22年度及び平成23年度 指導力不足 等教員に対する研修評定表(第1期)(第 2期)(総合)(第3期)」外8件の一部 開示決定に対する異議申立て	教育庁	27	524	答申 (*3)	498	一部認容
4	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て (都が作成した書類、業績評価と指導力不 足教員に関するもの)」の非開示決定(不 存在)に対する異議申立て	教育庁	27	525	答申 (*3)	498	妥当
5	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て (都が作成した書類、業績評価と指導力不 足教員に関するもの)」の非開示決定(不 存在)に対する異議申立て	教育庁	27	526	答申 (*3)	498	妥当
6	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て (都が作成した書類、業績評価と指導力不 足教員に関するもの)」の非開示決定(不 存在)に対する異議申立て	教育庁	27	527	答申 (*3)	498	妥当
7	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て (都が作成した書類、業績評価と指導力不 足教員に関するもの)」の非開示決定(不 存在)に対する異議申立て	教育庁	27	528	答申 (*3)	498	妥当
8	H27. 7. 21	「2007年度以降私の情報に関する書類全て (都が作成した書類、業績評価と指導力不 足教員に関するもの)」の非開示決定(不 存在)に対する異議申立て	教育庁	27	529	答申 (*3)	498	妥当
9	H29. 10. 20	「請求人の立証活動が充分に行えないよう にしたことに係る全ての個人情報」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	人事 委員会 事務局	29	614	答申 (*1)	487	妥当
10	H29. 10. 20	「審査員等が処分者に偏向した裁決を行っ たことに関係する全ての個人情報」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	人事 委員会 事務局	29	615	答申 (*1)	487	妥当
11	H29. 11. 21	「東京都人事委員会議事録」外4件の非開 示決定に対する審査請求	人事 委員会 事務局	29	611	答申	486	妥当
12	H29. 12. 14	「医療保護入院に関する経緯の書類」の非 開示決定(不存在)に対する審査請求	福祉 保健局	29	619	諮問 取下げ		
13	H29. 12. 27	「○○への情報提供資料」の非開示決定に 対する審査請求	総務局	29	622	答申 (*4)	504	妥当

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度		審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
14	H29. 12. 27	「総務局行政監察室が○○に対してどのような監察行為を行ったかについて記録した全ての情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	総務局	29	623	答申 (*4)	504	妥当
15	Н30. 1. 10	「非木造計算書」の一部開示決定に対する 審査請求	主税局	29	624	答申	482	妥当
16	Н30. 1. 19	「面接調査票」の一部開示決定に対する審 査請求	産業 労働局	29	627	答申	489	妥当
17	Н30. 1. 24	「通院及び入院診療記録」の一部開示決定 に対する審査請求	病院経 営本部	29	633	答申	492	妥当
18	Н30. 1. 26	「平成○年度指導力不足教員(新規申請者)に対する聴取について」の開示決定及び「平成○年○月○日に○○区○○小学校の○○教諭の授業観察に行った都教委関係者の氏名、役職名及び同席した区教委関係者の氏名、役職名」外3件の非開示決定に対する審査請求	教育庁	29	630	答申	503	一部認容
19	Н30. 1. 31	「水道契約内容」の開示請求却下決定に対 する審査請求	水道局	29	628	答申	490	妥当
20	Н30. 2. 19	「○○の対応について」の一部開示決定に 対する審査請求	主税局	29	634	答申	483	妥当
21	Н30. 3. 8	「パワー・ハラスメント行為を○○の管理 職側が行ったことに関する全ての個人情 報」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	会計 管理局	30	637	答申 (*4)	504	妥当
22	Н30. 3. 8	「時間外労働の強制が職場内で放置されて いたことに関する全ての個人情報」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	638	答申 (*4)	504	妥当
23	Н30. 3. 26	「○○が私の一時保護に同意した事を示す 文書」の開示請求却下決定に対する審査請 求	福祉 保健局	30	645	諮問 取下げ		
24	Н30. 3. 27	「『パワー・ハラスメントにつながる行為はない』という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	639	答申 (*4)	504	妥当
25	Н30. 3. 27	「『〇時〇分以降の勤務を強制した事実はない』という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	640	答申 (*4)	504	妥当
26	Н30. 3. 30	「私と○○と○○児童相談所及びその他関係機関の言動事象について記載のある○○ 児童相談所保管の平成○年○月○日以降同年○月○日までの私の経過記録表」の開示請求却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	641	諮問 取下げ		
27	Н30. 3. 30	「○○が私の一時保護に同意した事を示す 文書」の開示請求却下決定に対する審査請 求	福祉 保健局	30	642	答申	493	妥当
28	Н30. 3. 30	「私(○○)の○○罹患にかかる○○受診ならびに○○の現在までの病態変化を示す 一切の書面」の開示請求却下決定に対する 審査請求	福祉 保健局	30	643	諮問 取下げ		
29	Н30. 3. 30	「親権者〇〇が〇〇児童相談所職員に手交した私の眼鏡処方せんの閲覧、使用したならばその状況を示す会計・経理状況を示す 書面」外1件の開示請求却下決定に対する 審査請求	福祉 保健局	30	644	諮問 取下げ		

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
30	Н30. 4. 5	「教育管理職自己申告・業績評定書」外 1 件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	30	647	答申	505	妥当
31	Н30. 4. 11	「人物証明書」外3件の一部開示決定及び 「○○小学校への伝達内容」の非開示決定 (不存在) に対する審査請求	教育庁	30	646	答申	507	妥当
32	Н30. 4. 19	「平成23年○月○日に駅員(当時)から暴力行為を受けた事件に○○署が対応したことに関する全ての個人情報」の開示請求却下処分に対する審査請求	警視庁	30	660	答申	484	妥当
33	Н30. 4. 27	「電話相談記録」の訂正請求却下決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	648	答申	495	妥当
34	Н30. 5. 10	「保有個人情報非開示決定通知書に『○ ○』という開示請求者の名誉を著しく傷つ ける文言を新たに追加するという人権侵害 の対応を行ったことに関連する全ての情 報」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	会計 管理局	30	651	答申 (*4)	504	妥当
35	Н30. 5. 16	「開示請求者の改善提案を無視したことに 関する全ての個人情報」の非開示決定(不 存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	652	答申 (*4)	504	妥当
36	Н30. 5. 16	「評定結果に係る苦情相談調査票」外1件 の一部開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	653	答申 (*4)	504	妥当
37	Н30. 5. 31	「評定結果に係る苦情相談検討結果通知書 に係る面談メモ」の一部開示決定に対する 審査請求	会計 管理局	30	654	答申 (*4)	504	妥当
38	Н30. 6. 5	「平成○年○月○日のトラブルに関する全 ての個人情報」の非開示決定(不存在)に 対する審査請求	会計 管理局	30	657	答申 (*4)	504	妥当
39	Н30. 6. 18	「入院に関わる全録画記録」の非開示決定 (不存在)及び「診療録」の一部開示決定 に対する審査請求	病院経 営本部	30	661	答申	496	妥当
40	Н30. 6. 20	「苦情申出に関する事実調査結果について」外1件の一部開示決定及び開示請求却 下処分に対する審査請求	警視庁	30	664	答申	499	一部認容
41	Н30. 6. 26	「平成26年○月○日○○警察署○○課に提出した上申書」の開示請求却下処分に対する審査請求	警視庁	30	665	答申	494	妥当
42	Н30. 7. 12	「110番処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	30	684	答申	488	妥当
43	Н30. 7. 27	「入院措置要否決定書(1)」外8件の一 部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	30	662	答申	497	妥当
44	Н30. 8. 20	「告訴・告発事件相談簿」の一部開示決定 に対する審査請求	警視庁	30	675	答申	485	妥当
45	Н30. 8. 21	「110番処理簿」外2件の一部開示決定及 び「110番処理簿」の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	警視庁	30	697	答申 (*2)	491	妥当
46	H30. 8. 23	「不公正な人事が長年実施・継続されている事案に係る全ての個人情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	667	答申 (*4)	504	妥当
47	H30. 8. 23	「東京都個人情報の保護に関する条例第23 条に規定する『適切な対応』を都側がどの ように行ったのかを検証できる全ての情 報」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	会計 管理局	30	668	答申 (*4)	504	妥当

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
48	H30. 8. 23	「開示請求者に調整力等がないと都の管理 職が判断した事案の具体的な内容・経緯等 を検証できる全ての個人情報」の非開示決 定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	669	答申 (*4)	504	妥当
49	Н30. 8. 23	「叱責した事案の具体的な内容・経緯等を 確認できる全ての個人情報」の非開示決定 (不存在) に対する審査請求	会計 管理局	30	670	答申 (*4)	504	妥当
50	Н30. 8. 30	「苦情相談に係る検討結果通知時の状況 (要旨)」の一部開示決定に対する審査請 求	会計 管理局	30	671	答申 (*4)	504	妥当
51	Н30. 8. 30	「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例施行規則」の開示決定に対する審査請 求	会計 管理局	30	672	答申 (*4)	504	妥当
52	Н30. 8. 30	「どのようにして勤務時間外の口論・トラブル発生の情報を入手したのかが確認できる全ての情報・資料」の非開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	673	答申 (*4)	504	妥当
53	Н30. 8. 30	「『請求された保有個人情報は作成・取得していない』という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	674	答申 (*4)	504	妥当
54	Н30. 9. 5	「開示請求者が怒って注意を受けたとされる基のトラブルについての全ての個人情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	676	答申 (*4)	504	妥当
55	Н30. 9. 5	「開示請求者の平穏な昼休憩取得が阻害される事案が発生していることに関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	677	答申 (*4)	504	妥当
56	Н30. 9. 5	「開示請求者の迅速かつ円滑な業務遂行が 阻害され続けたことに関係する全ての個人 情報・資料」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	会計 管理局	30	678	答申 (*4)	504	妥当
57	Н30. 9. 12	「開示対象情報を『作成・取得していない』と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	679	答申 (*4)	504	妥当
58	Н30. 9. 12	「開示対象情報を『作成・取得していない』と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	680	答申 (*4)	504	妥当
59	Н30. 9. 13	「110番処理簿」の非開示決定(不存在) に対する審査請求	警視庁	30	698	答申 (*2)	491	妥当
60	Н30. 9. 28	「どう対応したのかが確認できる全ての個人情報・資料」の非開示決定(不存在)に 対する審査請求	会計 管理局	30	682	答申 (*4)	504	妥当
61	Н30. 9. 28	「偽装工作行為に関する全ての個人情報・ 資料」の非開示決定(不存在)に対する審 査請求	会計 管理局	30	683	答申 (*4)	504	妥当
62	Н30. 9. 28	「食堂トラブルに関するヒアリング」の非 開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	685	答申 (*4)	504	妥当
63	Н30. 9. 28	「第二本庁舎4階『食堂トラブル』に関する開示請求者との面談記録(平成○年○月○日実施)」外2件の開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	701	答申 (*4)	504	妥当

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
64	Н30. 10. 26	「当局が提供を受けた請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得 したもの」の非開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	687	答申 (*4)	504	妥当
65	Н30. 10. 31	「110番処理簿」の非開示決定(不存在) に対する審査請求	警視庁	30	707	答申 (*2)	491	妥当
66	Н30. 11. 1	「平成○年○月○日夕方の口論に関する全 ての個人情報・資料」の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	会計 管理局	30	688	答申 (*4)	504	妥当
67	Н30. 11. 1	「○○のトラブルについて<周囲に聞き取り>」外1件の一部開示決定に対する審査 請求	会計 管理局	30	689	答申 (*4)	504	妥当
68	Н30. 11. 1	「当局が提供を受けた請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得 したもの」の非開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	690	答申 (*4)	504	妥当
69	Н30. 11. 1	「○○の2庁4階食堂トラブルに関するヒアリング(事業団)」外2件の非開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	694	答申 (*4)	504	妥当
70	Н30. 11. 1	「平成〇年〇月〇日〇〇面談メモ」の一部 開示決定に対する審査請求	会計 管理局	30	695	答申 (*4)	504	妥当
71	Н30. 11. 1	「○○の問題対応に関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	696	答申 (*4)	504	妥当
72	Н30.11.2	「平成〇年〇月〇日付報告書」の非開示決 定に対する審査請求	総務局	30	691	答申 (*4)	504	妥当
73	Н30. 11. 2	「平成○年○月○日及び同年同月○日に開 示請求人が都民の声課に申し立てた案件に 対する警備担当の対応記録」の非開示決定 (不存在)に対する審査請求	総務局	30	692	答申 (*4)	504	妥当
74	Н30. 11. 2	「平成〇年〇月〇日付報告書」外1件の非 開示決定に対する審査請求	総務局	30	693	答申 (*4)	504	妥当
75	Н30. 11. 16	「パワー・ハラスメント行為を行ったこと に関する全ての個人情報・資料」の非開示 決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	699	答申 (*4)	504	妥当
76	Н30. 11. 16	「パワー・ハラスメント行為を行ったこと に関する全ての個人情報・資料」の非開示 決定(不存在)に対する審査請求	会計 管理局	30	700	答申 (*4)	504	妥当
77	Н30. 11. 29	「保護取締簿」の一部開示決定に対する審 査請求	警視庁	31	731			
78	Н30. 11. 29	「110番処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	732			
79	Н31. 1. 7	「生活安全相談処理結果表」外1件の一部 開示決定に対する審査請求	警視庁	31	717	答申	500	妥当
80	Н31. 1. 7	「事件相談受理票」外1件の一部開示決定 に対する審査請求	警視庁	31	718	答申	501	妥当
81	Н31. 1. 7	「相談管理簿」の一部開示決定に対する審 査請求	警視庁	31	719	答申	502	妥当
82	Н31.1.7	「私の取扱いに従事した交番の警察官が事 案を報告するために作成した書類」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	720			
83	Н31.1.8	「職務怠慢対応に関する全ての情報・資料」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	財務局	30	703	答申 (*4)	504	妥当

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
84	Н31. 1. 23	「臨時適正検査該当者発見(検査)通知書 (更新時用)」外3件の一部開示決定に対 する審査請求	警視庁	31	761			
85	Н31. 1. 23	「申立書」外2件の全部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	762			
86	Н31. 1. 23	「運転免許証記載事項変更届」の一部開示 決定に対する審査請求	警視庁	31	763			
87	Н31. 1. 23	「書面」外1件の全部開示決定及び「参考郵便物等処理簿」の一部開示決定に対する 審査請求	警視庁	31	764			
88	Н31. 1. 23	「生活安全相談処理結果表」の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	765			
89	Н31. 1. 28	「交番活動記録表のうち開示請求者に係る 部分」の非開示決定(不存在)に対する審 査請求	警視庁	31	721	答申	506	妥当
90	Н31.2.1	「ケース記録」の一部開示決定に対する審 査請求	福祉 保健局	31	724			
91	Н31.2.7	「事件相談受理票」外1件の一部開示決定 に対する審査請求	警視庁	31	722	答申	508	妥当
92	Н31.2.7	「相談管理簿」の一部開示決定に対する審 査請求	警視庁	31	723	答申	509	妥当
93	Н31. 2. 14	「平成〇年〇月〇日付報告書」外2件の非 開示決定に対する審査請求	総務局	30	710	答申 (*4)	504	妥当
94	Н31.3.1	開示請求者について作成された被留置者名 簿等その他「被留置者の留置に関する規 則」及びその下位例規に定める様式の開示 請求却下に対する審査請求	警視庁	31	739			
95	Н31.3.1	「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成○年○月付けの事実の申告の書面及びこれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書に記載された保有個人情報」の却下に対する審査請求	警視庁	31	747			
96	Н31.3.1	「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成○年○月○日付け審査請求書及びそれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書」の全部開示決定、一部開示決定及び開示請求却下に対する審査請求	警視庁	31	748			
97	Н31. 3. 1	「開示請求者が東京都公安委員会宛てに送付した苦情申出書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報」の全部開示決定、一部開示決定及び開示請求却下に対する審査請求	公安 委員会	31	749			
98	Н31. 3. 1	「開示請求者が警視総監を経由して東京都公安委員会に提出した平成〇年〇月〇日付け審査請求書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	公安 委員会	31	750			
99	Н31.3.6	「措置入院に関する診断書」外2件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	716			
100	Н31. 3. 12	「発表連絡表」の開示決定及び開示請求却 下処分に対する審査請求	警視庁	31	727			
101	Н31. 3. 13	「110番処理簿」の非開示決定(不存在) 及び「110番処理簿」外2件の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	734			

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
102	Н31. 3. 14	「平成○年定期表彰(勤続賞)検討者一覧表の開示請求者に係る部分」の一部開示決定に対する審査請求	東京 消防庁	31	725			
103	Н31. 3. 25	「苦情申出に関する事実調査結果につい て」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	31	729			
104	Н31. 3. 25	「苦情申出に関する事実調査結果につい て」の一部開示決定に対する審査請求	警視庁	31	730			
105	H31. 4. 8	「関東信越厚生局及び東京都による〇〇 (施術所)への個別指導並びに同施術所へ の柔道整復施術担当者の監査に関連して保 有する、一切の書面及び関東信越厚生局・ 厚生労働省との各やり取りに係る一切のE メール」の非開示決定(存否応答拒否)に 対する審査請求	福祉 保健局	31	726			
106	H31. 4. 22	「平成〇年〇月〇日音声データ」の開示決 定に対する審査請求	財務局	31	728	諮問 取下げ		
107	R1. 5. 10	「○年○月○日に総務局人事部職員支援課へ電話で行ったハラスメント相談に関し、 作成・取得した一連の情報」の非開示決定 (不存在)に対する審査請求	総務局	31	735			
108	R1. 5. 23	「平成○年度東京都立○○学校入学者決定 に係る適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの答案」 の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	733			
109	R1. 5. 23	「平成○年○月○日付トラブル事案に関す る資料」の非開示決定に対する審査請求	総務局	31	736			
110	R1. 5. 23	「平成○年○月○日以降、総務局の警備員が開示請求者の昼休み中の行動を監視していることに関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(存否応答拒否)に対する審査請求	総務局	31	737			
111	R1. 5. 23	「総務局が審査請求人を加害者とした被害届を○○警察署に出したことに関する全ての個人情報・資料」の非開示決定(存否応答拒否)に対する審査請求	総務局	31	738			
112	R1. 5. 27	「生活安全相談処理結果表」の訂正請求却 下に対する審査請求	警視庁	31	741			
113	R1. 5. 27	「事件相談受理票」の訂正請求却下に対す る審査請求	警視庁	31	742			
114	R1. 6. 7	「医療保護入院者の入院届」外1件の一部 開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	740			
115	R1. 6. 25	「○○駅構内監視カメラで録画した全ての映像データ」の非開示決定に対する審査請求	交通局	31	754			
116	R1. 7. 1	「音声記録」の非開示決定(不存在)に対 する審査請求	生活 文化局	31	745	諮問 取下げ		
117	R1. 7. 1	「音声記録」外1件の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	財務局	31	746			
118	R1. 7. 1	「情報公開請求を妨害し、警察を介入した 事態を生じさせた理由・根拠」外3件の非 開示決定(不存在)に対する審査請求	財務局	31	751			

No.	不服申立 年月日	件名	所管局		諮問番号	審査会 の処理 状況	答申番号	答申 内容
119	R1. 7. 4	「第5号様式」の一部開示決定に対する審 査請求	総務局	31	743			
120	R1. 7. 4	「平成○年○月○日付けで行われた○○局 総務課長に関する公益通報に係る決定につ いて」外1件の一部開示決定に対する審査 請求	総務局	31	753			
121	R1. 7. 4	「苦情処理票」外4件の一部開示決定及び 開示請求却下に対する審査請求	警視庁	31	755			
122	R1. 7. 8	「相談受付票」の一部開示決定に対する審 査請求	福祉 保健局	31	744			
123	R1. 7. 8	「東京都介護保険審査会議事録」外6件の 一部開示決定に対する審査請求	福祉 保健局	31	752			
124	R1. 7. 11	「事件相談受理票」の一部開示決定に対す る審査請求	警視庁	31	756			
125	R1. 7. 11	「生活安全相談処理結果表」外2件の一部 開示決定及び「私が平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの間に○○警察署生 活安全課に相談した際に作成された生活安 全相談処理結果表」の非開示決定(不存 在)に対する審査請求	警視庁	31	757			
126	R1. 8. 3	「開示請求者が提出した書類」外2件の全部開示決定並びに「私が平成○年○月○日に○○警察署○○課に一筆書いて提出した書面を受領したことを、上司又は、○○警察署長に報告するための報告書」及び「平成○年○月○日に、○○課に提出した、住所、名前、メールアドレス、電話番号を私が書いて提出した書面」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	766			
127	R1. 8. 3	「私が平成○年○月○日から○月○日までの間に、○○警察署の警察官に取り扱いを受けた際の110番処理簿」の非開示決定(不存在)に対する審査請求	警視庁	31	767			
128	R1. 9. 12	「職員に対する処分について」外5件の一 部開示決定に対する審査請求	総務局	31	758			
129	R1. 9. 12	「公文書開示の決定期間の延長について」 外9件の開示決定に対する審査請求	総務局	31	759			
130	R1. 9. 25	「私に対して居宅介護サービスを提供した 業者について、私が申し立てた内容につい て、東京都と厚生労働省で共有している文 書」の非開示決定(不存在)に対する審査 請求	福祉 保健局	31	760			
131	R1. 10. 16	「組織犯罪対策相談受理票」の一部開示決 定に対する審査請求	警視庁	31	769			
132	R1. 11. 5	「生活保護受給者に関する情報」の非開示 決定 (不存在) に対する審査請求	福祉 保健局	31	768			
133	R1. 11. 20	「救急活動記録票に記載されている私の個人情報その他本件に関係あると思料される 書面全て」外1件の開示請求却下決定に対 する審査請求	東京消防庁	31	773			

No.	不服申立 年月日	件名	所管局	諮問 年度	諮問 番号	審査会 の処理 状況	答申 番号	答申 内容
134	R1. 12. 15	「『平成○年○月○日 ○○の骨子』外2件」外2件の非開示決定及び「『○○高等学校全教員ヒアリング一覧』外45件」外2件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	770			
135	R1. 12. 15	「『事故発生等連絡票(第5報)』外27 件」外1件の一部開示決定に対する審査請 求	教育庁	31	771			
136	R1. 12. 15	「『事故発生等連絡票(第2報)』外36件」外1件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	772			
137	R1. 12. 26	「○○○○第○○号『指導力不足等教員の申請について(新規)』」外1件の一部開示決定に対する審査請求	教育庁	31	774			
138	R2. 2. 14	「組織的共用文書が作成されていないとい う当方の主張を否定する"証拠"」の非開 示決定(不存在)に対する審査請求	教育庁	31	775			

(令和2年3月31日現在)

- ※1 表19は、諮問、答申のいずれかが平成31年4月1日から令和2年3月31日までに行われた案件であり、該当する項目を網掛けで表示している。
- ※2 「審査会の処理状況」のうち「答申(*)」は、複数の諮問を併せて答申したものである。 なお、同じ数字を付している*は同一の答申であり、令和元年度は4本の答申が併合案 件である。

表20 東京都個人情報保護審査会の構成

	氏名	現職等
会長	樋渡 利秋	弁護士、元検事総長
会長代理	吉戒 修一	弁護士、元東京高等裁判所長官
委員	安藤 広人	弁護士
委員	木村 光江	首都大学東京法科大学院教授
委員	久保内 卓亞	弁護士、元東京高裁民事部総括判事
委員	塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科教授
委員	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授
委員	德本 広孝	中央大学法学部教授
委員	友岡 史仁	日本大学法学部教授
委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	藤原 道子	弁護士
委員	寳金 敏明	弁護士、元最高検察庁検事

(令和2年3月31日現在)

6 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

東京都情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として、東京都情報公開条例第39条及び東京都個人情報保護に関する条例第26条の規定により設置されています。

表21 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

会議名	開催日	審議等の概要
第71回	令和元年7月3日	<審議事項> ・会長の選任について ・会長代理の指名について ・部会の構成委員の指名について ・部会の構成委員の指名について 住民基本台帳ネットワーク部会/特定個人情報保護評価部会 <報告事項> ・東京都公文書の管理に関する条例の改正とそれに伴う東京都情報公開条例の改正について ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)等の改正について ・住民基本台帳ネットワーク部会からの報告
第72回	令和2年2月6日	〈報告事項〉 ・個人情報保護制度を巡る最近の動向について ・平成30年度東京都の情報公開制度の運用状況について ・平成30年度東京都の個人情報保護制度の運用状況について ・存否応答拒否について ・保有個人情報・特定個人情報取扱事務届出事項(新規開始事 項)について ・特定個人情報保護評価部会からの報告

表22 東京都情報公開・個人情報保護審議会の構成

	氏名	現職等
会長	新美 育文	弁護士、明治大学名誉教授
会長代理	神橋 一彦	立教大学法学部教授
委員	石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
委員	大宅 映子	評論家
委員	小幡 純子	上智大学教授・法学部長
委員	五月女 寛	日本労働組合総連合会東京都連合会元副会長
委員	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	西尾 昇治	東京商工会議所常務理事
臨時委員	德本 広孝	中央大学法学部教授
臨時委員	宮内宏	弁護士

(令和2年1月1日時点)

7 個人情報保護に関する相談の受付状況

(1) 相談区分

相談区分別の状況では、「苦情」が117件で全体の49.4%を占めています。 都民・消費者からの相談は220件であり、そのうち「苦情」が一番多く、116件で52.7%で した。

表23 相談区分 (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
苦情	117	49. 4	116	52. 7	1	6. 7	0	0
問合せ	102	43. 0	87	39. 5	13	86. 7	2	100.0
意見・要望	8	3. 4	8	3. 6	0	0.0	0	0
その他	10	4. 2	9	4. 1	1	6. 7	0	0
合計	237	100	220	100	15	100	2	100

[※] 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

(2) 寄せられた相談の対象事業分野

表24 対象事業分野

対象分野	件数(件)	割合 (%)		
情報通信	33	13. 9		
医療・福祉	22	9. 3		
金融・信用	18	7. 6		
その他	164	69. 2		
合計	237	100		

[※] 割合(%)は、小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%に一致しないことがある。

(3) 処理経過

処理経過別の状況では、「指導・助言」が197件で最も多く、全体の62.5%を占めています。

表25 処理経過 (合計等:件、割合:%)

区分	合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政機関	割合
他機関紹介	56	23.6	53	24. 1	2	13. 3	1	50.0
指導・助言	152	64. 1	140	63.6	11	73. 3	1	50.0
その他情報提供	20	8. 4	20	9. 1	0	0	0	0
あっせん解決	1	0.4	1	0.5	0	0	0	0
あっせん不調	0	0	0	0	0	0	0	0
処理不能・不要	8	3. 4	6	2. 7	2	13. 3	0	0
受付件数	237		220		15	_	2	-

[※] 複数の処理を行う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、区分 別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

^{※ 「}その他」は、上記「情報通信」「医療・福祉」「金融・信用」以外の事業分野で、「不動産業」「教育 関係」分野等である。

(4) 相談事項

相談事項別の相談者の割合は表26、相談事項の推移は表27のとおりです。最も多かったのは「漏えい・紛失」に関する相談で51件(21.5%)、次いで「開示等」が40件(16.9%)、「同意のない提供」が29件(12.2%)でした。「漏えい・紛失」に関しては、事業者による個人情報の漏えい・紛失事故の疑いについての相談が目立ちました。「開示等」に関しては、個人情報の開示請求の可否や請求先等についての相談が、「同意のない提供」に関しては、事業者間での個人情報の提供についての相談が数多く寄せられました。

表26 相談事項別の相談割合

(合計等:件、割合:%)

区分		合計	割合	都民・ 消費者	割合	事業者	割合	行政 機関	割合
個人情報の	目的外利用	16	6.8	16	7. 3	0	0	0	0
取得・利用	不適正な取得	14	5. 9	13	5. 9	1	6. 7	0	0
	情報内容の誤り	3	1.3	3	1. 4	0	0	0	0
個人情報の管理に 関すること	漏えい・紛失	51	21.5	49	22. 3	2	13. 3	0	0
	委託先等の監督	1	0.4	1	0.5	0	0	0	0
個人情報の第三者	同意のない提供	29	12. 2	29	13. 2	0	0	0	0
提供に関すること	オプトアウト違反	1	0.4	1	0.5	0	0	0	0
本人関与の仕組み	開示等	40	16. 9	34	15. 5	5	33. 3	1	50.0
に関すること	苦情等の窓口対応	16	6.8	13	5. 9	2	13. 3	1	50.0
その他	その他	66	27.8	61	27. 7	5	33. 3	0	0
受付件	数 数	237	_	220	_	15	_	2	_

[※] 複数の相談事項を扱う場合があるため、区分別件数の合計は受付件数に一致しないことがある。同様に、 区分別件数の割合の合計は100%に一致しないことがある。

表27 相談事項の推移

(合計:件、割合:%)

of A	区分		令和元年度 平成30年度		平成29年度 平成28年度			8年度	平成27年度		平成26年度		
运 刀		合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
個人情報の	目的外利用	16	6.8	30	9. 5	33	7. 2	31	7.6	26	5. 9	30	6. 3
取得・利用	不適正な取得	14	5. 9	33	10. 5	50	10.8	24	5. 9	31	7.0	30	6. 3
	情報内容の誤り	3	1. 3	4	1. 3	5	1. 1	4	1.0	13	2.9	4	0.8
個人情報の管理に 関すること	漏えい・紛失	51	21. 5	68	21.6	81	17. 6	75	18. 4	117	26. 5	151	31. 5
	委託先等の監督	1	0.4	2	0.6	4	0.9	2	0.5	1	0.2	0	0
個人情報の第三者	同意のない提供	29	12. 2	41	13. 0	57	12. 4	79	19. 4	42	9.5	52	10.8
提供に関すること	オプトアウト違反	1	0.4	1	0.3	1	0.2	4	1.0	2	0.5	2	0.4
本人関与の仕組み	開示等	40	16. 9	22	7. 0	20	4. 3	31	7. 6	33	7.5	44	9. 2
に関すること	苦情等の窓口対応	16	6.8	10	3. 2	16	3. 5	19	4. 7	9	2.0	18	3.8
その他	その他	66	27.8	104	33. 0	194	42. 1	139	34. 1	168	38.0	149	31.0
受付件	数	237	ı	315	_	461	-	408	_	442	-	480	1

[※] 各区分の年度毎の合計は相談内容により重複して積算することがあるため、年度毎に各区分を集計した数と年度毎の総合計は、一致しないことがある。

東京都の個人情報保護

令和元年度東京都個人情報保護制度運用状況年次報告書

令和2年9月発行

編集・発行 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 (代表) 03(5321)1111 内線29-321 ダイヤルイン 03(5388)3135